

事業主（組合員）の皆さまへ

雇用対策法施行規則の 一部を改正する省令について（厚生労働省）

～雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が創設されました～

平成23年6月27日、厚生労働省は、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を改正した。

6月22日に「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税等の一部を改正する法律案」が可決、成立したことで「雇用促進税制」が創設されることとなった。

これを受けて、近年の雇用情勢の中でも、着実に雇用の拡大を図ろうとする事業主に対して、職業安定機関による支援をより一層効果的に行うため、雇用に関する援助として、職業安定機関が、労働者の雇入れを促進するための計画（「雇用促進計画」）を作成した事業主に対して、必要な助言等を行う規定を整備するため省令の改正を行った。

なお、8月1日に雇用促進計画の受付を開始することとなっているが、同制度の適用期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度であるため、4月1日から8月31日までに事業年度を開始する場合は、10月31日までに雇用促進計画を提出すれば遡及適用される特例措置が設けられている。

雇用を増やす企業を減税するなど税制上の優遇措置（雇用促進税制）が創設・拡充されました。是非ご活用下さい！

◆雇用促進税制の概要

1. 適用要件

- ・事業年度中に雇用者（子法要件一般被保険者）の数を5人（中小企業は2人）以上、かつ、10%以上増加させること。
- ・当事業年度とその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと。
- ・当事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること。

- ・政令で定める事業の事業主であること↓風俗営業等以外の事業を営む事業主を対象とすることを検討中。

2. 要件確認（事務手続）

- ・制度の適用を受けるための要件は以下のとおりです。
- ・事業年度開始後2カ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出する。
- ・事業年度終了後2カ月以内にハ

ローワークで雇用促進計画の達成状況について確認を受ける。
・確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告する。

3. 措置内容

- ・雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度）

4. 適用期限

- ・「法人」平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度（遡及適用）
- ・「個人」平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間の各年

ポイント

★「雇用促進計画」をハローワークに提出する！

◎雇用促進税制についての詳細は、厚生労働省HPをご参照下さい。
(参照URL)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

◎雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまで、税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせ下さい。

明日の中小企業組合運動の担い手を育成します！

「中小企業組合士」養成講習会のご案内

～事務局機能の強化は人材育成から！今、事務局の充実に組合士が求められています～

既に文書にてご案内のとおり、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12月4日（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、殊にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加下さい。

I. 講習会の概要

- (1) 日 時 平成23年9月21日（水）～平成23年11月9日（水）のうち全6日間
- (2) 場 所 千葉県中小企業会館 1階会議室（千葉市中央区千葉港4番2号）
- (3) 内 容 下記（講習会日程表）のとおり
- (4) 受講料 (1) 全科目受講者3,000円
(2) 組合（制度・会計・運営）いずれか1科目ごと1,000円

II. 講習会日程表

時間 月日	13:15 ~ 14:45	15:00 ~ 16:30	
9/21 (水)	中小企業論・中小企業組合論 組合制度（制度史） 経営支援部 主査 白井孝典	組合会計 組合士受験の為の会計基礎 経営支援部 主事 池澤由寿	
9/28 (水)	中小企業等協同組合法の解説 設立相談室 副室長 鳥居俊夫		組合士受験の為の会計決算 商業連携支援部 副主幹 海老根博
10/12 (水)	団体法の基礎 商店街振興組合法の基礎 制度練習問題（過去問） 設立相談室 副室長 錦織義雄	組合事務管理の実務 設立相談室 副主幹 齋藤昇	
10/19 (水)	組合運営論（通論・各論） 経営支援部 主事 堀江勇介	組合運営 中小企業関係法律と諸施策 経営支援部 主事 池澤由寿	
10/26 (水)	税務に関する出題のポイント 経営支援部 主幹 東克典		労務管理・労働法通論 経営支援部 部長 河野弘樹
11/9 (水)	組合会計 問題演習 総務部 主幹 田川幸宗		組合運営 問題演習 経営支援部 主査 白井孝典

III. お申込み・お問合せ

組合士養成講習会への参加申込み、中小企業組合検定試験に関するお問合せ等につきましては、本会経営支援部（TEL:043-306-3282 / 担当：古沢・池澤）までお願いします。